

「全日音研全国大会開催規定」

令和7年度 10月改訂版

【規定前文】

全日本音楽教育研究会は昭和44年に発足し、同年に第1回全日音研全国大会を開催した。以来、部会大会と総合大会を隔年開催する全国大会を継続開催してきた。しかし、学校を取り巻く諸事情の変化等に伴い、大会開催地決定に時間を要する状況が課題となり、平成27年度全国大会静岡大会（総合大会）時の本部全国理事会において、全国大会を全国7地区で開催される「地区音研研究大会」を輪番で全国大会（小中学校部会大会）として開催することが決定した。

更に上記決定を安定的に継続するために、平成29年10月に「全日音研全国大会開催地決定に関する規定」を制定し、現在に至る。

輪番による開催地決定方法の趣旨は以下の3点である。

- ① 本会目的「音楽教育研究の推進・音楽教育の向上発展に寄与」達成に向けて「全国大会」を安定的に継続開催すること。
- ② 輪番制による大会開催地の決定により、大会開催に向けた実践的音楽教育研究を計画的に推進し、授業者等の指導育成を含む開催地の学校音楽教育の充実、発展に繋げること。
- ③ 全国の地区研究大会を輪番で全国大会として開催することにより、より多くの道府県(以下、県と表記)及び市等での全国大会開催を実現すること。

今般、輪番による全国大会開催が定着し第2期目を迎えるに当たり、学校を取り巻く環境変化や増大する大会開催に関わる負担の軽減を図ると共に、持続可能でより効率的な大会開催を期して「全日音研全国大会開催規定」として名称を変更し、開催方法等に関する改正を行った。

I 全日音研全国大会の部会別開催方法

1 小・中学校部会大会及び高等学校部会大会

- (1) 北海道・東北・関東甲信越・東海北陸(隔年開催)・近畿・中国四国・九州、の7地方区の地区研究大会を輪番で全日音研全国大会として開催する。また開催形態及び大会名称は〈小・中学校部会大会及び高等学校部会大会の合同開催〉とする。
- (2) 全日音研発足10年ごとの周年時は、東京都において総合大会として開催する。
- (3) 開催県(市・地域等)は、別に定める輪番開催順により当該地区での研究大会開催順等を勘案して、各地区音研理事会等で協議し決定する。
- (4) 高等学校部会大会については、上記1(1)により輪番開催される小・中学校部会全国大会の開催地の高等学校音楽教育研究会が連携して合同開催することを原則とする。ただし、開催地の事情等により合同開催が難しい場合は、開催予定年度の3年前までに、全日音研高等学校部会が全日音研本部と連携協議の上「全日音研全国大会高等学校部会大会」の開催地(県・地域)を決定するものとする。

2 大学部会大会

- (1) 大学部会大会は、各地の大学等を会場とする部会大会として開催するが、上記1により開催する全日音研全国大会と合同開催する場合は、小・中学校部会大会、高等学校部会及び大学部会の合同開催とする。
- (2) 大学部会は、各地区の大学等及び全日音研本部と連携を図り、全国大会開催地を開催3～4年前を目途に決定する。

3 総合大会

- (1) 上記1から3の各部会大会開催地決定方法に沿って各部会大会開催地を決定するが、小・中・高・大学及び特別支援教育を加えた総合音楽教育研究組織としての特性を生かして校種間の連携を重視した全国大会を開催するために、隔年ないし3年に1回程度の総合大会開催を目指す。

- (2) 輪番で開催される全国大会の「総合大会」開催については、全日音研本部と小・中・高・大学・特別支援教育の各部会及び開催県が連携し、十分な協議の上で実施決定する。

II 全国大会（小・中学校部会大会及び高等学校部会大会合同開催）の地区輪番開催の運営

- 1 全国大会（小・中学校部会大会及び高等学校部会大会合同開催）として開催する地区研究大会の輪番開催は2020年度からとする。

- (1) 輪番開催順は2020年度段階で、前の全国大会開催から年数の長い地区順とした。
 (2) 2020年度からの第1期輪番は下記表のとおりとし、第2期以降（2027年度以降）も原則的にこの輪番を維持して開催地区を決定する。

年 度	輪番開催の地区音研大会	年 度	輪番開催の地区音研大会
2020 令和2年度	関東甲信越音研大会	2024 令和6年度	北海道音研大会
2021 令和3年度	東北音研大会	2025 令和7年度	九州音研大会
2022 令和4年度	中国・四国音研大会	2026 令和8年度	近畿音研大会
2023 令和5年度	東海・北陸音研大会		

- (3) 東海・北陸地区大会は隔年開催のため、輪番年度に開催が無い場合は北海道地区大会と順番を入れ替えて全国大会開催とする。
 (4) 全日音研発足10年ごとの周年時には東京で総合大会を開催することとし、その年度は輪番の間に東京大会（総合大会）を入れる。

- 2 全国大会（小・中学校部会大会及び高等学校部会大会）地区輪番開催の協議及び決定

- ◎ 全国大会地区輪番開催に関する協議及び決定は「全日音研本部全国理事会」とする。
 ◎ 全日音研の1期2年間の前期年度（西暦年度）の全国大会開催時には部会大会としての開催であっても、全日音研本部全国理事会を開催し、以後の各年度全国大会開催県・地区、開催日程、開催概要について確認・協議・決定を行う。

【本部（以下省略）全国理事会での確認・決定事項等】

- ① 次期の開催輪番の確認及び本規定に修正が必要な場合の修正案審議と決定。
- ② 全国大会輪番と地区研究大会の地区内輪番の関係で全国大会開催が2期に渡り同県開催となる場合などは地区音研理事会で協議し対応を決定し、全国理事会で報告する。
- ③ 自然災害等で全国大会開催が難しい場合などは、全国理事会で輪番地区順の変更等を決定する。開催前の災害等で急を要する場合は、全日音研会長判断で決定する。
- ④ 地区内の地区大会開催予定の県が、事情により該年度の全国大会としての開催が困難となった場合は全日音研本部とも連絡をとりながら、開催地区理事会等で開催県を検討・変更した上で全国理事会で報告する。
- ⑤ 輪番開催予定の全国大会が総合大会として開催されることが決定した場合は、全国理事会で報告し全国周知を図る。
- ⑥ 全国大会として開催する地区研究大会開催県は当該年度の各地区研究大会との開催日重複を避けるために、開催3年前の5月を目途に開催日程・開催県（市等）を決定し、全日音研本部事務局に連絡する。また、全国理事会で周知徹底を図る。
- ⑦ 継続的な大会研究の新しい〈研究の視点〉開始から3年目又は4年目の西暦奇数年度の本部全国理事会で、次期5年間の〈継続研究の視点3項目〉を協議し決定する。

III 全国大会開催日程・規模

- 1 大会開催日程

- (1) 大会の開催時期は10月・11月中の木・金曜日若しくは金曜日を原則とするが、祝日等と連続させる場合など考慮して開催県（市等）が決定する。
 (2) 開催県の県音研大会が10・11月以外の時期に開催している場合他、特別な事情がある場合は全日音研本部と連絡を取り合い開催時期を決定する。
 (3) 当該年度の各地区研究大会との開催日重複を避けるために、開催3年前の5月を目途に開催日程を決定し全日音研本部事務局を通して全国支部に周知する。

- (4) 全国大会の開催日程は1日開催を基本とし、開催規模・内容に応じて1日半の開催も可能とする。
- (5) 開催日程及び内容・開催形態は開催地の諸事情や社会状況を考慮しながら、開催地と全日音研本部が緊密に連携を図って、オンライン開催を併用するなど柔軟かつ効率的な開催計画をたてる。
- (6) 自然災害等で大会通常開催が不可能となった場合は、開催時期の変更・参加者の地区限定・オンライン開催など、可能な開催方法を開催地と全日音研本部が協議し、大会開催が不可能と判断し「誌面開催」とする場合も含め、全日音研会長判断で決定する。

2 大会開催規模・内容

- (1) 全国大会(小中学校部会大会・高等学校部会大会の合同開催)としての開催内容は、1日開催で可能な規模を基本とする。

〈基本的な大会開催内容〉

- ① 授業実践の公開及び研究協議会・研究発表
- ② ワークショップ、講演会などは開催県・地区の判断で実施
- ③ 開催県・市の教育委員会、文部科学省等からの来賓を招いての開会行事
- ④ 公開授業等を含む研究全体に対する指導・講評

〈開催地実行委員会の判断で設定する内容〉

- ① 児童生徒による研究演奏(記念演奏)は開催地の判断で実施するが、本規定冒頭の【輪番による開催地区決定方法の趣旨】の②に沿った内容とし、開催されない場合もある。
- ② 参加者の情報交換と懇親を目的とした懇親会(レセプション)については、開催の有無や開催形態・規模等も含めて、開催地の判断で決定する。
- ③ 大学部会大会の開催内容はそれぞれの計画に基づいて開催する。
- ④ 大会の校種別「全日音研部会総会」は、全国大会日程内での開催は行わないこととし、各部会の事情に依り、大会前日開催の「全国理事会」が「部会総会」を兼ねることとする。尚、大学部会に関しては同時開催の場合、大会開催日の午後に「部会総会」を開催する。

(2) 授業公開

- ① 全国大会での公開授業は、学習指導要領の指導内容、A表現の歌唱、器楽、音楽づくり・創作及び、B鑑賞の中から複数分野の公開を基本とする。

【趣旨】

- ① 全日音研全国大会の開催趣旨が、学習指導要領に準拠した授業実践の質的向上により全国及び開催地区の音楽科教育や授業の向上を目標としていること。
- ② 全国大会の開催により、全国で適正かつ有効に実践されている音楽科授業実践を広く発信すること。
- ③ 全国大会を地方区輪番制で意図的、計画的に開催することにより、開催地区に於ける、数年先を見通した計画的な実践的授業研究を深め、幅広い音楽科授業の向上や教員育成にもつなげたいこと。

IV 付則

- 1 本規定の変更は、全国理事会で発議、協議の上で決定する。
- 2 本規定は、平成29年10月31日より発効する。
- 3 本規定は、令和4年10月31日一部改正する。
- 4 本規定は、令和7年10月22日一部改正するとともに、名称を「全日音研全国大会開催規定」に変更する。